

○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書	<p>1 現場代理人の兼任</p> <ul style="list-style-type: none"> 認めない 認める() <ul style="list-style-type: none"> 兼任する工事の契約金額が1件あたり4,900万円未満(県発注工事全体で3件まで。ただし、DX対応の場合は4件まで) 金額上限なし(指定工事 工事) (県発注工事全体で5件まで) 「技術者に関する特記仕様書」の「2(1)建設業法 26条第3項第1号(専任特例1号)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者」により、主任技術者又は監理技術者が業務(県発注工事全体で2件まで) 「技術者に関する特記仕様書」の「2(3)建設業法施行令第27条第2項に該当する場合」により、主任技術者が業務(県発注工事全体で2件まで) <p>2 常駐を免除することができる期間</p> <p>現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおり(ただし、現場代理人が本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐を免除しない。)</p> <p>常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約締結後、現場事務所を設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 建設工事請負基準約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 以下のもの工場製作等の期が行われている期間 <p>現場が完了(必要書類は全て提出済)した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないとした期間</p> <p>「現場代理人の常駐義務の緩和に係る措置について」は下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356751775411.html) </p>
	※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書	<p>設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によることであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止ガイドライン」による。</p> <p>土木工事設計変更ガイドラインについては、下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/1249329817187.html)</p> <p>工事一時中止ガイドラインについては、下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/1249329817323.html)</p>

○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※請負工事における電子納品に関する特記仕様書	<p>1 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施しない(ただし、受注者からの申出により実施することができる。) ※ 実施する(ただし、受注者からの申出により適用外とすることができる。) 新潟県GALS/EC整備行動計画(アクションプログラム)に基づく電子納品対象工事は、以下の各項により履行するものとする。 (1) 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県GALSシステム(以下「GALSシステム」という。 https://moon.calsapp.jp/portal/niigata/)を利用して電子協議^(注1)を行わなければならない。 (2) 受注者は、GALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品^(注2)を行わなければならない。 (3) 工事完成図書の提出方法および提出回数については、電子納品の場合はOD-R1部(図)、紙による納品の場合は正本1部を納品とする。 (4) 受注者は、GALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。 (5) 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日GALSシステムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 (6) 受注者は、GALSシステムの利用料を、新潟県よりGALSシステム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、GALSシステム利用料として、新潟県GALSシステム利用登録料を別途額上計上している。 (7) 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。 <p>2 電子検査</p> <p>電子納品した場合、電子納品物にて検査を行う書類については契約後の受発注者協議にて定めるものとする。</p> <p>電子検査^(注3)に係わる詳細な事項については、別途県が公表する^(注4)「新潟県電子納品・電子検査実施要領」による。</p> <p>(注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料(図書等)にて行うことをいう。</p> <p>(注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として、新潟県GALSシステムを介して、電子成果品とは、別途県が公表する^(注4)「新潟県策定電子納品・電子検査実施要領」に基づいて作成された電子データ指す。</p> <p>(注3)電子検査とは、「電子納品された最終成果物(写真、新潟県GALSシステムで交換された書類等)をパソコンで電子的に検査すること」をいう。</p> <p>(注4)新潟県GALS/EOホームページにて公表する。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/denshinouhin-denshikensa.html)</p>
	※県内調達に関する特記仕様書	<p>1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用しよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労働単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者という。</p> <p>2 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降階層で県外企業を採用する場合は、当初施工計画書の提出時、その下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること(県外企業とは県内企業以外をいう)。</p> <p>3 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。</p> <p>なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。</p> <p>(1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。</p> <p>(2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。</p> <p>4 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。</p> <p>なお、県外資材とは県内資材以外をいう。</p> <p>5 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、当初施工計画書の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。</p> <p>6 「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ(EXCEL形式)で提出すること。なお、記入に当たっては、新潟県ホームページに掲載されている記入例を参照すること。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html)</p>

○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※地域保全型工事(建築一式工事、電気工事及び管工事)に係る特記仕様書	<p>1 地域保全型工事の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象工事である 本工事は、_____の管内として扱う。() ※ 対象工事でない <p>2 地域保全型工事の実施</p> <p>1 下請負する場合</p> <p>(1) 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請負は二次までとする。</p> <p>(2) 工事を発注した建設業者(以下「直接元請負人」という。)、は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがた場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。</p> <p>(3) 直接元請負人は、(4)及び(5)の条件の履行の確保を図るため、工事現場指図人、二次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者(以下「下請負人指導責任者」という。)を配置し、下請負人指導責任者設置欄(様式1)^(注)を着手簿に併せて監督員へ提出すること。</p> <p>なお、下請負人指導責任者は、現場代理人と兼ねることができる。</p> <p>(4) 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」(様式2)^(注)、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」(様式3)^(注)により、建設業法令の遵守状況を点検すること。</p> <p>(5) 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、資金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることをないう指導すること。</p> <p>(6) 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイント通正に交付若しくは充当することと、工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合においては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域工事用)」(様式4-1及び様式4-2)^(注)又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式5-1及び様式5-2)^(注)を提出すること。</p> <p>(7) 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業強化融資制度」などを積極的に利用することと、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を速行の紛争が生じないように努めること。</p> <p>(8) 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。</p>
	2 下請負しない場合	<p>工事請負契約締結後原則1か月以内(電子申請方式による場合においては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式4-1)^(注)又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書(地域保全型工事用)」(様式5-1)^(注)を提出すること。</p> <p>(注)各種報告書等、新潟県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/119479758071.html)</p>

○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書	<p>設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によることであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止ガイドライン」による。</p> <p>土木工事設計変更ガイドラインについては、下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/1249329817187.html)</p> <p>工事一時中止ガイドラインについては、下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/1249329817323.html)</p>
	※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書	<p>設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によることであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止ガイドライン」による。</p> <p>土木工事設計変更ガイドラインについては、下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/1249329817187.html)</p> <p>工事一時中止ガイドラインについては、下記の新潟県ホームページを参照。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gi_jutsu/1249329817323.html)</p>

○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※県内調達に関する特記仕様書	<p>1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用しよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労働単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者という。</p> <p>2 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降階層で県外企業を採用する場合は、当初施工計画書の提出時、その下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること(県外企業とは県内企業以外をいう)。</p> <p>3 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。</p> <p>なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。</p> <p>(1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。</p> <p>(2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。</p> <p>4 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。</p> <p>なお、県外資材とは県内資材以外をいう。</p> <p>5 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、当初施工計画書の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。</p> <p>6 「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ(EXCEL形式)で提出すること。なお、記入に当たっては、新潟県ホームページに掲載されている記入例を参照すること。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html)</p>
	※県内調達に関する特記仕様書	<p>1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用しよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労働単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者という。</p> <p>2 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降階層で県外企業を採用する場合は、当初施工計画書の提出時、その下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること(県外企業とは県内企業以外をいう)。</p> <p>3 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。</p> <p>なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。</p> <p>(1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。</p> <p>(2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。</p> <p>4 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。</p> <p>なお、県外資材とは県内資材以外をいう。</p> <p>5 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、当初施工計画書の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。</p> <p>6 「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ(EXCEL形式)で提出すること。なお、記入に当たっては、新潟県ホームページに掲載されている記入例を参照すること。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html)</p>

○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書	<p>建設現場の「快適トイレ」設置の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 (1) 試行に当たっては『建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領』に基づき行うものとする。 (2) 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」(希望型)の試行案件である。 (1) 受注者は、施工計画書作成前、快適トイレの設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 (2) 協議により適用する場合は、『建設現場に設置する「快適トイレ」の試行実施要領』に基づき行うものとする。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 <p>試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/135685798753.html)</p>
	※施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書	<p>1 施工時期選択可能工事制度の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は、工事開始日、発注者が指定する工事開始限日日の範囲内で受注者が任意に選択できる「施工時期選択可能工事制度」の対象工事である。 ※ 対象工事でない <p>2 工事開始限日</p> <p>工事開始限日、令和 年 月 日(契約締結予定日から 日以内)</p> <p>3 留意事項</p> <p>(1) 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書により、発注者の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。</p> <p>(3) コリンズの発注は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。</p> <p>(4) 工事開始日の前日までの間は、工事現場(現場事務所等の設置、工場製作等)を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備は可とする。</p> <p>(5) 落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。</p> <p>(6) 概算に当たっては、契約締結予定日を起日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じた経費(積蓄金冷地における冬期補正、除雪費等)については、受注者の負担とする。</p>
○印 追加特記 部品の 相互共通事項	4 その他	<p>落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、工事開始日から7日以内に工事着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手簿」及び「工程表」を提出すること。</p> <p>試行要領、様式等は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356909107317.html)</p>
	※週休2日促進工事の特記仕様書	<p>1 「週休2日促進工事」の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 「週休2日促進工事(発注者指定方式(通期))」 本工事は、発注者が通期の週休2日に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事(発注者指定方式(通期))」である。 受注者は『當該工事における週休2日促進工事実施要領(新潟県土木部)』に基づき、「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取り組む希望の有無を工事着手前に、監督員に工事打合せ簿等で報告するものとする。 受注者は、工事着手前に、希望した週休2日の取得計画を確認できる「現場開所予定日」(分限発注工事の場合は「現休日の予定日」)を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直しが生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。 「週休2日促進工事(発注者指定方式(完全週休2日(土日)))」 本工事は、発注者が完全週休2日(土日)に取り組むことを指定する新潟県「週休2日促進工事(発注者指定方式(完全週休2日(土日)))」である。 受注者は『當該工事における週休2日促進工事実施要領(新潟県土木部)』に基づき、工事着手前に、完全週休2日(土日)の取得計画を確認できる「現場開所予定日」(分限発注工事の場合は「現場休日の予定日」)を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直しが生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。 その他詳細は、実施要領(令和7年10月20日以降適用)を確認すること。実施要領は、新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/135685798753.html)
○印 追加特記 部品の 相互共通事項	※埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書	<p>1 対象工事</p> <p>対象工事は、既存建物の躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業と、ある施工ランカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等とする。</p> <p>なお、下の既設配管等の安全確保については、改修工事標準仕様書(建築工事1.3.7.4)、電気設備工事1.3.5(4)、機械設備工事1.3.5(5)による。</p> <p>2 事故防止措置等</p> <p>1 事前調査</p> <p>既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。</p> <p>2 作業前調査</p> <p>非破壊検査(電磁波レーダー法、電磁誘導法、X線法)により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。</p> <p>3 迂回措置</p> <p>上記1・2によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り回し等の迂回措置を検討すること。</p> <p>4 撤去防止措置</p> <p>(1) 原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。</p> <p>(2) 工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電動ドラムに接続し使用すること。</p> <p>(3) 重要機密の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。</p> <p>5 その他</p> <p>配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現地の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。</p> <p>3 監督員の承諾</p> <p>対象作業のある工種は、工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。</p> <p>4 事故発生時の措置</p> <p>埋設配管・配線を誤って切断した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、指示を受けること。</p>
	○印 追加特記 部品の 相互共通事項	○ ○ ○ ○ 設計事務所